

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており、
管理栄養士または栄養士によって管理された食事を
適時（朝食：午前7時45分 昼食：午前11時45分 夕食：午後6時）
適温で提供しています。

1 食当たりの入院したときの食事代（標準負担額）

区分		標準負担額
① 一般の被保険者（②、③以外の人）		510円 / 1食
②住民税非課税世帯に属する人 （③以外の人）	過去1年間の入院日数が90日以内	240円 / 1食
	過去1年間の入院日数が90日を超える	190円 / 1食
③住民税非課税世帯に属する人で、所得が一定の基準に満たない （※）70歳以上の人		110円 / 1食

★難病公費使用かつ一般所得該当の方は300円/1食となります。

※ 世帯主および国保加入者全員が住民税非課税かつ公的年金等控除額を80万円とした場合に、
所得がない世帯が該当